

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年11月6日	令和7年11月20日	文書の送付について	部分公開	1号	政策企画室	広聴担当
令和7年11月6日	令和7年11月20日	<p>2025年10月22日に次の内容で公開請求を行いました。</p> <p>政策企画室の不存在による非公開決定(令和7年10月21日付大政第e-50号)には存在理由として次の通り記載されています。</p> <p>「『整理番号R7-01-86 開連にかかる聴き取り調査について』における、『元職員の立場から市政について要望等を行う場合は、電話・面談・お問い合わせフォーム等の利用をお願いした。』『ただし、いかなる場合であっても市民の声として受け付けないとは案内していない』との説明の根拠が確認できる文書について、公職者のご意見・お問合せ等の方法について記載された公文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。</p> <p>ここでは「公職者のご意見・お問合せ等の方法について記載された公文書」と記載されていますが、元の公開請求は公職者が申出を行う際の方法について記載された文書を求めたものではありません。</p> <p>「公職者の申出は一般的には市民の声としては取り扱われず、例外的に市民の声として取り扱われるものであるとの説明」について、説明の根拠が確認できる文書の公開を求めたものです。請求の趣旨を意図的で解釈するのもいい加減してください。</p> <p>なお、今回の不存在決定でも「作成・保有しておらず、実際に保有していない。」としか記載されていません。大阪市情報公開条例解釈、運用の手引きの情報公開条例第10条第3項に関する説明の通り、「なぜ作成または取得していないのか」という理由についても、請求者に明確になるように記載してください。この記載は、手引きの47ページにある通り「理由の提示は、公開請求を拒否する处分の適法要件」であり、「理由を提示していない場合又は提示された理由が抽象的、一般的なもので不十分である場合には、手続上瑕疵ある行政処分」です。</p> <p>改めて特定することを求めます。</p> <p>これに対して令和7年11月4日付大政第e-52号で不存在となりました。不存在理由には次の通り記載されています。</p> <p>「『公職者の申出は一般的には市民の声としては取り扱われず、例外的に市民の声として取り扱われるものであるとの説明』について、説明の根拠が確認できる文書について、記載され公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない</p> <p>まず、政策企画室の公正職務審査委員会に対する説明に根拠が存在しないはずではなく、請求対象文書が不存在であるはずはありません。</p> <p>政策企画室は公開請求の趣旨を誤っていると思われる所以、改めて請求します。</p> <p>次に不存在理由には上記手引きで求められている「なぜ作成または取得していないのか」という点に関する説明が一切ありません。公開請求において、不存在である場合にはこの点を明らかにするよう求めているにも関わらず一切記載がないのは悪質であると言わざるを得ません。</p> <p>この記載がないということは、請求人において根拠そのものが存在しないのか、根拠が記載された文書が存在しないのかという点などが明らかにならず、審査請求を行う際の論点が明らかになりません。これは審査請求を妨害するものであり、また、情報公開条例の目的である「市民による行政運営の検証」、「市民の市政参加の推進」を妨害するものであり、違法です。</p>	不存在	号	政策企画室	広聴担当
令和7年11月21日	令和7年12月5日	<p>2025年11月6日付の公開請求に関して、政策企画室の部分公開決定(令和7年11月20日付大政第e-66号)で「文書の送付について」が特定されています。</p> <p>しかし、この文書は公開請求の中で</p> <p>この文書は9月16日に既に公開されたものですが、この文書は文書送付の宛名人に対して、その申し出を市民の声としては取り扱わないことなどを連絡する旨を意思決定するものであり、「市民の声」としては取り扱わず、情報提供として取り扱う旨を意思決定した文書ではありません。</p> <p>として請求対象文書ではないことを伝えていたものです。</p> <p>「これではない」としているものを、何の説明もなくわざわざ特定してくるのは不誠実にもほどがあります。</p> <p>恣意的な文書特定はやめてください。請求の趣旨が理解できないのであれば確認したらどうなんですか。</p> <p>今回の事案については</p> <p>(1)公職者の申出を市民の声としては取り扱わない旨の意思決定</p> <p>(2)この(1)の意思決定の内容を申出人に連絡する旨の意思決定</p> <p>のプロセスを経ており、特定されているものは(2)に関するものです。</p> <p>請求対象文書は(1)に係るものであり、公職者の申出を市民の声としては取り扱わない旨の意思決定が行われた文書(本件のみならず一般的にこのような取り扱いをする旨の意思決定が行われた文書を含む)です。</p> <p>改めて文書の特定及び公開を求めます。</p>	不存在	号	政策企画室	広聴担当
令和7年11月21日	令和7年12月5日	要望等記録制度指針（令和5年4月改正版）	公開	号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当	
令和7年11月21日	令和7年12月5日	<p>政策企画室の不存在による非公開決定(令和7年11月20日付大政第e-67号)の不存在理由には次の記載があります。</p> <p>公職者からの口頭の要望等については「要望等記録制度」で取り扱うことが明記されているが、口頭以外による要望等の対応方法は明文化されているものは存在せず、記載された公文書を保有していない</p> <p>一方、城東区役所の部分公開決定(令和7年10月1日付大城総第320号)で公開された文書「市民の声データベースシステムからのお知らせ(依頼) 25-02598」には次の記載があります。</p> <p>受付部署:政策企画室市民情報部広聴担当 受付番号: 25-02598 受付日: 2025/06/08 事業種別: 情報提供 案内入力備考: 本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は「要望等記録制度」に則り公職者として対応することとしましたので、「市民の声入力フォーム」を通じて寄せられるものは「市民の声」として取り扱わず、情報提供させていただきます。</p> <p>「要望等」の定義について職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則では次の通り規定されています。</p> <p>(定義) 第2条 (略) 2 この規則において「要望等」とは、職員に対し、職務の執行に關し一定の具体的な行為をし、又はしないことを働きかける要望、要請等の行為をいう。</p> <p>そして、この規則の第1条では次の通り規定されています。</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、職員の職務の執行に関する要望等の記録、その対応方針等の決定等に關し必要な事項を定め、職員の要望等への対応における透明性及び公正性を確保することにより、公正な市政の運営を図り、もって市政に対する市民の信頼の向上に資することを目的とする。</p> <p>つまり、要望等記録制度は、その対応いかんによっては「公正な市政の運営」を失し、「市政に対する市民の信頼」を損なう可能性のある「要望等」を対象としています。</p> <p>令和7年11月6日の公開請求では、請求対象文書を</p> <p>「公職者の申出は一般的には市民の声としては取り扱われず、例外的に市民の声として取り扱われるものであるとの説明」について、説明の根拠が確認できる文書の公開を求めたものです。</p> <p>としていたはずです。 不存在理由では要望等記録制度の対象となるかどうかが問題であるかのように記載されていますが、ポイントはそこではありません。公開請求では市民の声制度の対象となるかどうかを問題としているのであり、決定は公開請求の趣旨の解釈を誤っています。</p> <p>2. 要望等記録制度の対象となった場合、市民の声制度の対象にならないとする根拠が示された文書を公開してください。 3. 改めて、「公職者の申出は一般的には市民の声としては取り扱われず、例外的に市民の声として取り扱われるものであるとの説明」について、説明の根拠が確認できる文書を公開してください。 4. この間の政策企画室の説明では「公職者」と「市民」を対立する概念であるかのような説明がなされていますが、市民の声制度上、「公職者」と「市民」を区別して取り扱うものであるとする根拠が示された文書を公開してください。 5. 上記4.について、要望等記録制度の指針などが該当するというのであれば、この指針などの規定が市民の声制度の運用にあたって適用されるものであるという根拠が分かる文書を公開してください。</p>	不存在	号	政策企画室	広聴担当	
令和7年11月21日	令和7年12月5日	文書の送付について	部分公開	1	号	政策企画室	広聴担当